

## R4年度 野洲市不妊に悩む方への特定治療支援事業について

野洲市では、特定不妊治療（体外受精、顕微受精）を受け、滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けられた方に対して、治療費の一部を助成していました。しかし、令和4年4月1日から、有効性・安全性等が確認されたものについては、保険診療に位置づけられることになりました。

これに伴い、令和4年4月1日以降に治療を開始された方への助成制度ではなく、助成制度から保険適用となる移行期の治療計画に支障が生じないように、特定不妊治療を令和3年度以前に開始された方が、年度をまたがって令和4年度に治療を終了する場合は、その経済負担の軽減を図る経過措置として、治療費の一部を助成します。

### 対象者

次のいずれにも該当することが必要です。

- 1 市の助成の申請時点において、法律上の婚姻関係にある夫婦であって、そのいずれかが市内に居住（住民登録）していること。
- 2 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（以下「県要綱」という。）による助成を受けた夫婦であって、その助成により自己負担額のすべてが助成されなかったもの。
- 3 市の助成の申請時点において、市税を完納し、又は市税が賦課されていない夫婦

### 助成額、回数及び期間

- 1 市からの助成金の交付の対象となる経費は、特定不妊治療に要した費用で県要綱に基づく助成の対象となった経費（領収書の写しが必要）です。
- 2 市からの助成額は、特定不妊治療に要した費用（保険外診療分）から県要綱に基づく助成金を控除した金額又は 50,000 円のいずれか低い方の金額です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、特定不妊治療に要した費用から県要綱に基づく助成金を控除した金額又は 25,000 円のいずれか低い方の金額です。
  - ① 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する特定不妊治療
  - ② 胚採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合
- 3 平成 29 年度から、男性不妊治療による特定不妊治療に要した費用についての助成を実施しています。助成金は、治療に要した費用から県要綱に基づく助成金を控除した金額又は 50,000 円のいずれか低い方の金額です。

※ 市の助成対象者は県要綱に基づく助成を受けられたことを前提としているため、市への助成の対象となる所得額や妻の年齢要件、並びに助成回数及び期間については、県要綱の規定に準ずることとなります。

県要綱に基づく助成回数及び期間等についての詳しくは、滋賀県南部福祉事務所（草津保健所）へお問い合わせ、又は滋賀県公式ホームページをご覧ください。

滋賀県南部福祉事務所（草津保健所）：電話 077-562-3534)

(ホームページ)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/311585.html>

(説明用リーフレット)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5183044.pdf>

## 申請書類

①～⑤までを揃えて提出してください。

- ①「野洲市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼請求書」（市要綱様式第1号）
- ②「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の写し（コピーしたもの）
- ③「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書」の写し（コピーしたもの）
- ④ 医療機関が発行する領収書の写し（コピーしたもの）
- ⑤ 夫婦それぞれの市税の完納を証する書類（市役所納税推進課（税務課）で「市税の完納証明書」の発行、又は「市税に未納がない証明書」により証明を受けたもの。）

※ 「市税に未納がない証明書」の様式は、健康推進課に備え付けています。

（注意1）原則として、申請は、治療が完了した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）に行ってください。ただし、「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書」が翌年度に通知された場合は、その年度で受け付けます。

申請の窓口・お問合せ

〒520-2315 滋賀県野洲市辻町433番地1

野洲市健康推進課（野洲市健康福祉センター内）

電 話 588-1788

FAX 586-3668